

墨 田 区 国 民 保 護 計 画

(答 申)

平成 1 8 年 1 2 月

墨 田 区

目 次

第1編 総論	1
第1章 区の責務、計画の位置付け、構成等	1
1 区の責務及び区国民保護計画の位置付け	1
2 計画の構成	1
3 他計画との関連	1
4 マニュアル、協定等の整備	2
5 計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章 区の地理的、社会的特徴	9
1 位置地形等	9
2 気 候	11
3 人 口	12
4 道路の位置等	15
5 鉄道の位置等	16
6 ヘリポート	18
7 木造住宅密集地域	19
8 大規模集客施設及び大規模イベント	19
9 消 防	19
第5章 区国民保護計画が対象とする事態	20
1 武力攻撃事態	20
2 緊急処理事態	22
3 NBCを使用した攻撃	23
第2編 平素からの備え	24
第1章 組織・体制の整備等	24
第1 区における組織・体制の整備	24
1 区の各部における平素の業務	24
2 区職員の参集基準等	27
3 消防の初動体制の把握等	30
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	30
第2 関係機関との連携体制の整備	30
1 基本的考え方	31
2 都との連携	31
3 近接区との連携	32
4 指定公共機関等との連携	32
5 事業所に対する支援	33
6 住民防災組織等に対する支援	33
第3 通信の確保	33

第4 情報収集・提供等の体制整備	35
1 基本的考え方	35
2 警報の内容等の伝達に必要な準備	36
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	37
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	38
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	40
第6 研修及び訓練	42
1 研修	42
2 訓練	42
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	44
1 避難に関する基本的事項	44
2 避難実施要領のパターンの作成	45
3 救援に関する基本的事項	46
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	46
5 避難施設の指定への協力	47
6 生活関連等施設の把握等	48
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	50
1 区における備蓄	50
2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	50
第4章 国民保護に関する啓発	52
1 国民保護措置に関する啓発	52
2 住民がとるべき行動等に関する啓発	52
3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	53
第3編 武力攻撃事態等への対処	54
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	54
1 事態認定前における危機管理連絡会議・危機管理対策本部の設置及び初動措置	54
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	57
第2章 区対策本部の設置等	58
1 区対策本部の役割	58
2 区対策本部の設置	58
3 通信の確保	73
4 特殊標章等の交付及び管理	74
第3章 関係機関相互の連携	75
1 国・都の対策本部との連携	75
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	75
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	75
4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	76
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	76
6 区の行う応援等	77
7 住民防災組織等に対する支援等	77

8 住民への協力要請	78
第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続	79
第5章 警報及び避難住民の誘導等	80
第1 警報の内容の伝達等	80
1 警報の内容の伝達・通知	80
2 警報の内容の伝達方法	81
3 緊急通報の伝達及び通知	82
第2 避難住民の誘導等	82
1 避難の指示の伝達	82
2 避難実施要領の策定	83
3 避難住民の誘導	85
4 想定される避難の形態と区による誘導	88
第6章 救援	94
1 救援の実施	94
2 関係機関との連携	96
3 救援の程度及び方法の基準	96
4 救援の内容	96
第7章 安否情報の収集・提供	105
1 安否情報の収集	105
2 都に対する報告	106
3 安否情報の照会に対する回答	106
4 日本赤十字社に対する協力	107
5 個人情報の保護への配慮	107
第8章 武力攻撃災害への対処	113
第1 武力攻撃災害への対処	113
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	113
2 武力攻撃災害の兆候の通報	113
第2 応急措置等	113
1 退避の指示	113
2 警戒区域の設定	117
3 応急公用負担等	117
4 消防に関する措置等	118
第3 生活関連等施設における災害への対処等	119
1 生活関連等施設の安全確保	119
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	119
第4 NBC攻撃による災害への対処等	121
第9章 被災情報の収集及び報告	124
第10章 保健衛生の確保その他の措置	126
1 保健衛生の確保	126
2 廃棄物の処理	127
第11章 国民生活の安定に関する措置	129

1 生活関連物資等の価格安定	129
2 避難住民等の生活安定等	129
3 公共的施設の適切な管理	129
第4編 復旧等	130
第1章 応急の復旧	130
1 基本的考え方	130
2 道路の応急の復旧	130
第2章 武力攻撃災害の復旧	131
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	132
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	132
2 損失補償及び損害補償	132
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	132
第5編 大規模テロ等（緊急処理事態）への対処	133
第1章 初動対応力の強化	133
1 危機管理体制の強化	133
2 対処マニュアルの整備	134
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	134
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	134
5 装備・資材の備蓄	134
6 訓練等の実施	135
7 住民・昼間区民への啓発	135
第2章 平時における警戒	136
1 危機情報等の把握・活用	136
2 危機情報等の共有	136
3 警戒対応	136
第3章 発生時の対処	137
1 区対策本部の設置指定が行われている場合	137
2 区対策本部の設置指定が行われていない場合	137
3 区災害対策本部等による対応	137
4 区対策本部への移行	139
第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処	140
1 危険物質を有する施設への攻撃	140
2 大規模集客施設等への攻撃	140
3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	141
4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	142
5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	143
6 交通機関を破壊手段とした攻撃	143

第 1 編 総 論

第 1 章 区の責務、計画の位置付け、構成等

区は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 区の責務及び区国民保護計画の位置付け

(1) 区の責務

墨田区（区長及びその他の執行機関をいう。以下「区」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）により、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済への影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 区国民保護計画の位置付け

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、国民保護法その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）を作成する。

(3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備え

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

3 他計画との関連

本区における危機管理に関する計画として、「墨田区危機管理基本計画」及び「墨田区地域防災計画」を策定している。

これらの計画と区国民保護計画との関係は、次のとおりである。

計画の根拠等	想定危機の大分類	危機管理に関する対象計画
災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)	自然災害及び特殊災害(大規模事故)	墨田区地域防災計画
国民保護法	武力攻撃・緊急処理事態等	墨田区国民保護計画
その他 (各種法令等)	その他の危機事象	墨田区危機管理基本計画

各計画の想定危機の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びそれらへの対処には類似性があると考えられる。

区国民保護計画では武力攻撃事態等に係る事項について定めており、この計画に定めのない事項については、「墨田区危機管理基本計画」及び「墨田区地域防災計画」の定め例により対応する。

4 マニュアル、協定等の整備

区国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民保護措置に関する大枠を示す指針である。

区は、本計画に基づき、具体的な運用のために必要なマニュアル、関係機関との協定等を速やかに整備する。

5 計画の見直し、変更手続

(1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 区国民保護計画の変更手続

区国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事(以下「都知事」という。)に協議し、区議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。^(*)

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。^(**)

また、区は、住民防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法^(***)の的確な実施を確保する。

^(*) 国民を差別的に取扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない、とされている。(国民保護法第5条)

^(**) 国民の協力はその自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。(国民保護法第4条)

^(***) 「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年のジュネーヴ諸条約、1977年のジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書等をいう。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

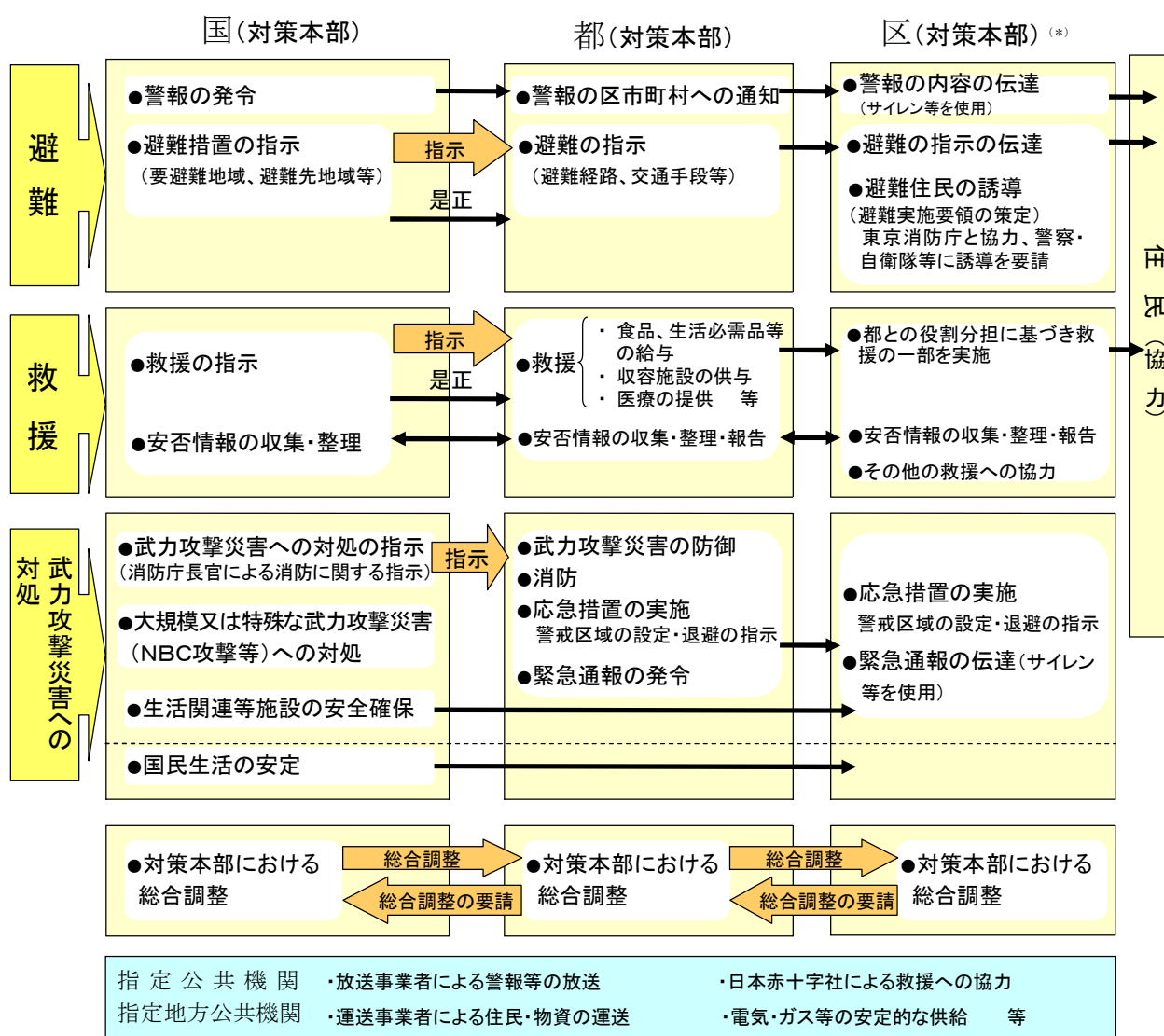
区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、基本的人権の尊重に配慮し、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】^(*)

国民保護に関する業務の全体像



国、都、区、指定(地方)公共機関等が相互に連携

^(*) 区対策本部の役割については、第3編第2章を参照

区、都、指定地方行政機関、自衛隊及び指定公共機関・指定地方公共機関は、国民保護に関して、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

■ 区の事務

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織・体制の整備、訓練
5	警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■ 東京都の事務（都国民保護計画より）

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織・体制の整備、訓練
5	警報の通知
6	住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8	武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9	生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10	交通規制の実施
11	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■ 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること

	3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付け 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業 保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通 管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区 海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害 への対処に関する措置

■ 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部 海上自衛隊 横須賀地方総監部 航空自衛隊 防空指揮群	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

■ 指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵政公社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置地形等

(1) 位置

本区は、東経139度47分18秒から50分28秒、北緯35度41分09秒から44分31秒にわたり東京都の東部に位置し、南北に流れる一級河川の隅田川と荒川にはさまれている。

面積は、13.75平方キロメートルで23区中17番目の広さである。

平成14年10月1日現在の東京都総面積2,187.05平方キロメートルに対する割合では0.63%、23区総面積621.45平方キロメートルに対する割合では2.21%を占めている。

また、中央区、台東区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区の7区と接している。

【留意点】

区の区域を越えた避難が想定されることから、周辺区との連携体制を整備する必要がある。
また、区境は橋梁を利用することが多くなるため、橋梁の安全確保を図る必要がある。

(2) 地形

本区は、南北に長く、南端は菊川三丁目、北端は墨田五丁目隅田水門で、南北の長さは6.12キロメートルとなっている。また、東端は東墨田三丁目、西端は両国一丁目両国橋中央で、東西の長さは4.77キロメートルである。

旧利根川水系と荒川水系の河口デルタ地帯に発達したために、土地の起伏がほとんどなく、南西部から北東部にかけてゆるやかに傾斜し、一般に平坦な低地である。最高地点は吾妻橋一丁目隅田公園付近でAP（壺岸島量水標零位）4m、最低地点は立花六丁目旧中川ぞい付近でAP-1.2mとなっている。このため隅田川ぞいの一部を除く区の大部分の地域が、東京湾平均満潮面より低い土地になっている。また、京島、文花、八広、立花及び東墨田の一部は、いわゆるゼロメートル地帯である。

【留意点】

墨田区内には、荒川、隅田川などの一級河川が南北に流れ、いわゆるゼロメートル地帯があり、高潮等による水位上昇時には、堤防や水門閉鎖により、浸水から護られている。そこで、水位上昇時における水門破壊に対する防御が課題であり、水門管理者と連携して警備体制を強化する必要がある。

国土地理院承認 平14総複 第149号

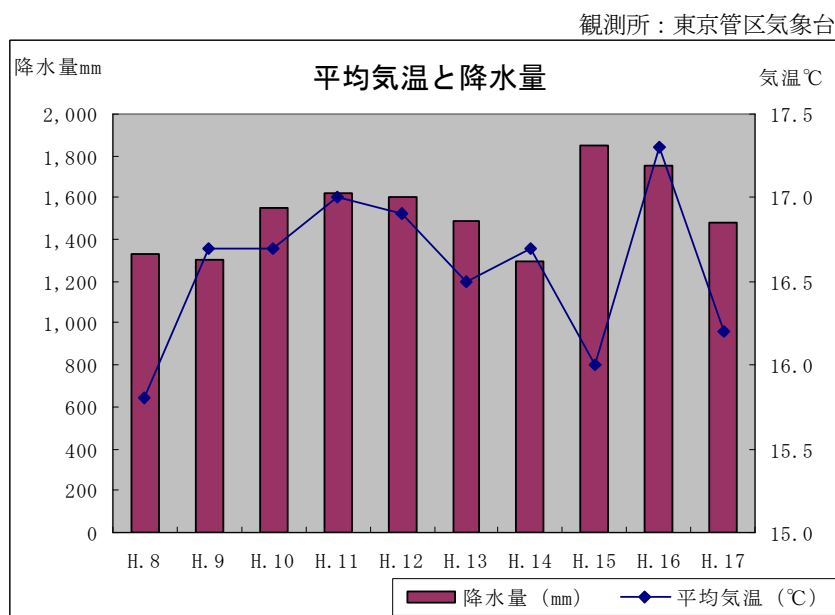


位置図

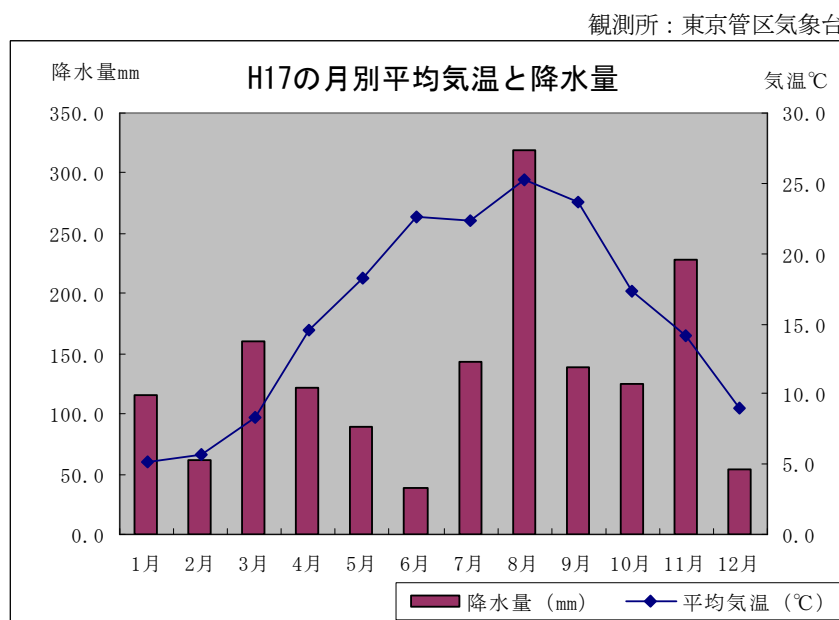
2 気 候

本区は温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。

気温は、年平均16℃で、近年は、区部を中心に「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、年平均3個の台風が接近する。



平均気温と降水量の推移



月別の平均気温と降水量

3 人 口

本区における人口は、昭和15年に当時の本所・向島両区を合わせ約48万人を記録したが、戦災という異常事態のあった昭和20年には、約77,000人と、ピーク時の16%にまで激減した。

しかし、戦後の復興が進み、景気の回復に伴って再び増勢に転じ、国勢調査でみると昭和25年には約24万人、30年では約30万人、35年では331,843人となり、戦後における本区人口の最高を記録している。また、住民登録にみる人口も東京都が1,000万人を超えた昭和38年5月の326,234人をピークに減少に転じ、国勢調査において昭和40年には約32万人、45年には約28万人、50年には約25万人、55年及び60年には約23万人、平成2年には約22万人、平成7年度には22万人を割っている。そして、住民基本台帳と外国人登録人口でみると、昭和51年8月には25万人を割り、平成18年4月1日現在では235,246人となっている。

一方、平均世帯人員は、昭和50年は2.87人、60年は2.65人となり、平成18年4月1日現在では2.02人と減少の一途をたどっている。これは、単身世帯の増加と核家族化の進行のほか出生率が低下していることも影響しているものと考えられる。

(1) 人口分布及び人口密度

住民基本台帳による平成18年4月1日現在の本区の人口密度は、1ヘクタール当たり165人で東京都の56人、23区部の133人を上回る高密度となっている。

地域別に見ると東墨田運動場がある東墨田地域の人口密度が21人/haとひとときわず少ないが、その他の地域では140人/ha以上と非常に高い人口密度となっている。

地域別人口 平成18年4月1日午前0時現在（住民基本台帳による）

面積はH12国勢調査より

地域名称 (*)	面積 km ²	世帯	年齢階層別人口					合計	人口密度 人/ha
			0歳 ～4歳	5歳 ～9歳	10歳 ～14歳	15歳 ～64歳	65歳 以上		
墨田・堤通	2.07	13,527	1,038	1,179	1,092	19,111	6,934	29,354	142
八広	1.41	11,978	1,008	953	918	16,836	5,915	25,630	182
東墨田	0.78	803	69	44	43	1,096	421	1,673	21
京島・東向島	1.59	15,282	1,164	1,087	1,013	20,802	7,474	31,540	198

(*) 「墨田区都市計画マスタープラン」に基づく地域区分である。各地域の対象町丁目は、次のとおり。

墨田・堤通…墨田1～5丁目、堤通2丁目、東向島4・5丁目

八広…八広1～6丁目、東向島6丁目

東墨田…東墨田1～3丁目

京島・東向島…京島1～3丁目、堤通1丁目、東向島1～3丁目、押上2・3丁目

立花・文花…立花1～6丁目、文花1～3丁目

押上・向島…押上1丁目、向島1～5丁目

業平・吾妻橋…業平1～5丁目、横川1～5丁目、本所1～4丁目、東駒形1～4丁目、吾妻橋1～3丁目

両国…横網1・2丁目、石原1～3丁目、亀沢1～3丁目、両国1～4丁目、緑1～3丁目

錦糸…太平1～4丁目、錦糸1～4丁目、江東橋1～4丁目、緑4丁目、亀沢4丁目、石原4丁目

菊川・立川…千歳1～3丁目、立川1～4丁目、菊川1～3丁目、江東橋5丁目

立花・文花	1.52	13,489	1,174	1,178	1,037	18,948	6,490	28,827	190
押上・向島	1.02	7,798	509	478	497	10,543	3,117	15,144	148
業平・吾妻橋	1.73	16,932	1,277	1,248	1,173	23,565	6,603	33,866	196
両国	1.46	11,676	822	773	765	16,273	3,845	22,478	154
錦糸	1.40	12,345	830	674	637	15,915	3,696	21,752	155
菊川・立川	0.82	8,672	696	611	560	12,575	2,496	16,938	207
計	13.80	112,502	8,587	8,225	7,735	155,664	46,991	227,202	165

【留意点】

人口密度の高い地域が攻撃目標となる事態の発生を想定した避難実施要領のパターンの作成や訓練等に努める必要がある。

(2) 年齢構成

年齢3階層別人口構成比は、平成18年4月1日現在、0～14歳の幼年人口が10.8%、15～64歳の生産年齢人口が68.5%、65歳以上の高齢者人口が20.7%となっている。ちなみに、昭和60年の構成比はそれぞれ17.5%、71.6%、10.9%であるので、本区の高齢者人口の占める割合が急速に伸びている。

年齢別人口及び人口割合

平成18年4月1日午前0時現在（住民基本台帳による）

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～64歳	65歳以上	合計	備考
人口(人)	8,587	8,225	7,735	155,664	46,991	227,202	
構成割合	3.8%	3.6%	3.4%	68.5%	20.7%	100.0%	

【留意点】

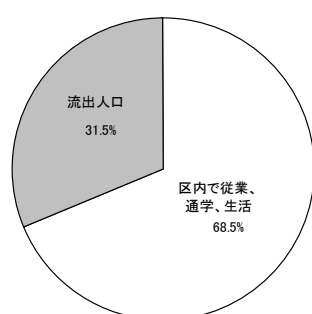
災害要援護者等への避難・支援のあり方に配慮する必要がある。

(3) 昼夜間人口

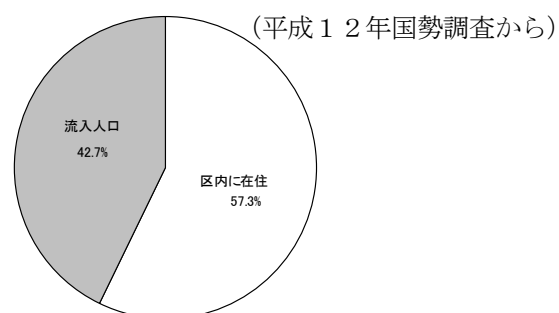
本区の昼間人口は、減少傾向を続け、平成2年には26万7千人となったが、平成7年には約27万人となり、久々に増加に転じた。しかし平成12年には25万7千人となり再び減少に転じている。

本区から区外へ通学・通勤する者は、平成12年には31.5%であり、流出先は中央区、千代田区、江東区、台東区などの都心周辺各区が多い。

区外から本区へ通学・通勤する者は、平成12年には42.7%であり、江戸川区、江東区、葛飾区、千葉県、埼玉県など都心から見て外側の区域からの流入が多い。

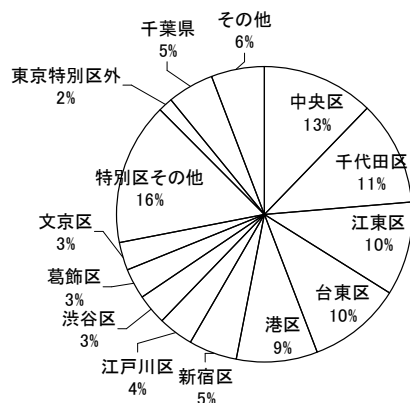


夜間人口 215,865 人

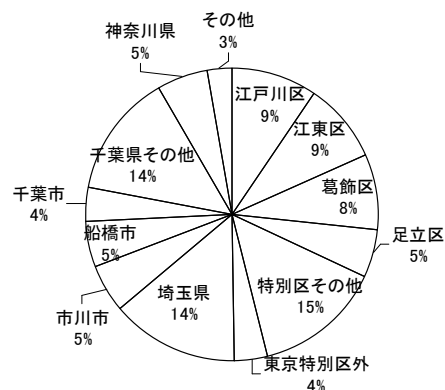


昼間人口 257,972 人

(平成12年国勢調査から)



流出人口割合内訳 67,951 人



流入人口割合内訳 110,058 人

【留意点】

本区には流出・流入人口が多く、災害時には帰宅困難者が多数生じる可能性があるため、情報伝達、安否情報の提供システムの整備、食糧等の備蓄に努めるとともに、企業、学校等組織での対応ができるよう啓発・訓練を行う必要がある。

(4) 外国人人口

本区には、約8千人が外国人登録をしており、区の人口の3.5%を占めている。中国籍、韓国・朝鮮籍の人口が多く、外国人人口の70%近くを占めており、次いでフィリピン籍が多い。

外国人 平成18年6月1日午前0時現在

国名	世帯数	人口	構成割合
中国	2,380	3,231	39.8%
韓国・朝鮮	1,570	2,274	28.0%
フィリピン	945	1,157	14.2%
タイ	293	363	4.5%
バングラデシュ	147	180	2.2%
米国	78	86	1.1%
ロシア	70	78	1.0%
インド	41	76	0.9%
英国	59	59	0.7%
その他	548	621	7.6%
合計	6,131	8,125	100.0%

【留意点】

災害時の外国人への警報伝達、避難誘導のあり方や、国際ボランティアの活用のあり方を配慮する必要がある。

4 道路の位置等

本区における広域幹線道路は、いずれの路線も完成又は既成路線となっており、比較的整備水準が高くなっている。しかし、補助幹線道路については、本区の南部地域で比較的整備水準が高くなっているが、北部地域については都市計画道路の密度が低いことに加え未着手なものもあり、幹線道路に域内交通が流入したり、生活道路に通過交通が発生するなどの多くの問題点を抱えている。また、道路・公園等が不足しており、細街路が多い地域となっている。

さらに、基盤の目状に高い密度で道路が整備されている南部地域でも、区画が小さいなどの土地利用上の問題を持っていたり、区画道路がいずれも幅員が狭く、路上駐車などにより、慢性的な渋滞問題を抱えている。

幹線道路としては、国の骨格道路である国道の水戸街道（国道6号・放13）、京葉道路（国道14号・放15）の2路線と、東京都レベルの幹線道路である都道の蔵前橋通り（放14）等の9路線がある。また、明治通りの補116の部分は、東京の副都心である亀戸地区を抜け、東京湾岸部と接続していることから非常に交通量が多くなっている。

墨田区内では、国道（6号、14号）の慢性的な交通渋滞が発生している。

本区内を通る首都高速道路は6号線と7号線の2路線であり、6号線は常磐自動車道と東北自動車道の2つの高規格道路の受口となっており、7号線と合流する両国インターチェンジと箱崎インターチェンジでの渋滞は慢性的なものとなっている。

【留意点】

区内では、国道（6号、14号）の慢性的な交通渋滞だけでなく幅員の狭い生活道路でも慢性的に交通が渋滞し災害時に避難路を確保しにくいいため、災害時の交通規制の方針や災害状況毎の避難経路のシミュレーションが必要である。

また、主要道路以外にも数種類の避難経路を用意しておく必要がある。



道路等の位置図

5 鉄道の位置等

(1) 鐵 道

区内にはＪＲ東日本（東日本旅客鉄道（株））、都営地下鉄、東京メトロ（東京地下鉄（株））、東武鉄道（株）及び京成電鉄（株）の各鉄道路線がそれぞれ通過しており、比較的交通利便性が高くなっている。また、区の南北を結ぶ交通機関として、地下鉄８号線（有楽町線）及び１１号線（半蔵門線）の延伸に期待がかけられており、このうち地下鉄１１号線については、平成１５年３月１９日に中央区の水天宮前から錦糸町を通して押上まで延伸され、さらに東武線との乗り入れが開始された。

J R 錦糸町駅周辺は、区内最大の交通結節拠点（乗降客数、バス発着数）となっている。

また、錦糸町、両国駅等の駅周辺は、商業・業務・文化などの都市機能の高い集積地となっている。

駅別乗降客数

駅 名		乗 車 人 員		降 車 人 員	
		平成 17 年度	1 日平均	平成 17 年度	1 日平均
J R 東日本	両 国 錦 糸 町	13,887,155	38,047	13,887,155	38,047
		32,740,500	89,700	32,740,500	89,700
東 武	業 平 橋	1,243,152	3,406	1,380,782	9,789
	曳 舟	3,340,562	9,162	3,312,025	9,074
	東 向 島	2,714,237	7,436	2,665,865	7,808
	鐘 ケ 淵	2,889,628	6,547	2,414,242	6,615
	小 村 井	1,618,493	4,434	1,586,966	4,347
	東 あ ず ま	1,290,566	3,536	1,238,204	3,399
京 成	押上（通過含む）	31,374,451	85,958	31,750,423	86,988
	押上（通過除く）	6,983,028	19,132	7,084,308	19,409
	曳 舟	3,246,146	8,894	3,123,614	8,558
	八 広	1,649,487	4,519	1,660,142	4,548
都営地下鉄	本所吾妻橋	2,772,776	7,597	2,713,170	7,433
	押上（通過含む）	31,372,167	85,951	29,852,772	81,788
	押上（通過除く）	7,208,015	19,748	6,865,170	18,809
	菊 川	3,695,626	10,125	3,779,492	10,355
	両 国	4,120,464	11,289	3,966,986	10,868
東京メトロ	錦 糸 町	9,976,180	27,332	10,198,830	27,942
	押 上	7,540,170	20,658	7,551,120	20,688

【出典】墨田区勢概要 2006

※ J R 東日本については、降車人員の統計がないため、乗車人員と同数を降車人員とする。

【留意点】

不特定多数の者を対象とした事態の発生を想定したマニュアルの整備、訓練等を通じて、各駅、消防署等関係機関と連携を深める必要がある。

また、避難時における鉄道使用のあり方等について、鉄道事業者と協議しておく必要がある。



鉄道等の位置図

(2) バス

バスは、都バス27系統、京成タウンバス1系統が区内を縦横に結んでいるが、北部地区と南部地区を直接結ぶ路線が少ないことが指摘されている。

【留意点】

避難時におけるバス使用のあり方等について、バス事業者と協議しておく必要がある。

6 ヘリポート

東京都国民保護計画では都内に206箇所の災害時臨時離着陸場候補地を指定している。そのうち、墨田区内の候補地は区立新平井橋公園の1箇所であり、極端に少ない状況（都の平均は1区市町村当たり3.3箇所）である。

【留意点】

災害時の空路による避難・救出については多くは期待できないことから、平素から隣接する他区との連携体制の整備を図るほか、災害時臨時離着陸場候補地の確保等についても検討する必要がある。

7 木造住宅密集地域

東京都は、木造住宅が密集する地域で震災時に甚大な被害が想定される地域について、防災生活圏を基本的な単位として整備区域に指定している（27地域、約6,500ha）。本区では514haがその対象で、都全体の約8%を占めている。このように本区には、木造密集市街地が多く存在し、火災に対して脆弱な都市構造となっている。

防災都市づくり推進計画の整備地域（面積順上位3地域）

	地域名称	面積（ha）
1	林試の森周辺・荏原地域	約 1,022
2	荒川地域	約 573
3	墨田区北部・亀戸地域	約 514

【留意点】

火災対策が重要であり、住民への啓発のほか、不燃化を促進する区の「防災区画計画」を積極的に推進する必要がある。

8 大規模集客施設及び大規模イベント

本区には、国技館、江戸東京博物館などの大規模集客施設や、隅田川花火大会、すみだまつり・こどもまつり、墨堤さくらまつりなどの大規模イベントがあり、区民のみならず他区市町村から多くの人々が訪れる。

今後、新タワーの建設に伴い、大規模集客施設及び大規模イベントの増加が想定される。

【留意点】

大規模集客施設・イベント、特に、新タワーが攻撃目標となる事態の発生を想定したマニュアルの整備、訓練等を通じて、関係機関との連携体制を整備する必要がある。

9 消 防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。

現在、本区を担当する消防機関として、東京消防庁第七消防方面本部、本所消防署、向島消防署、本所消防団及び向島消防団がある。

【留意点】

本区の国民保護措置を実施するに当たっては、消防行政との連携を密にしなければならない。特に、消防団には警報の内容の伝達、避難住民の誘導など大きな役割を担うことが期待されることから、東京消防庁（消防署）との連携体制を構築しておく必要がある。

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

* N：核（物質）Nuclear B：生物剤Biological C：化学剤Chemical

1 武力攻撃事態

区国民保護計画においては、武力攻撃事態^(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特 徴
1 着上陸侵攻 ・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 《想定される主な被害》 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 《被害の範囲・期間》 ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 《事態の予測・察知》 ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。 《本区において想定される事態》 ○ 荒川、隅田川等の河川沿いは、東京湾を経由した上陸が地形的に可能と思われる。このため、河川沿いからの侵入や占拠が想定される。

^(*)武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 《想定される主な被害》 ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 《事態の予測・察知》 ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 《本区において想定される事態》 ○ 行政施設、大規模集客施設、危険物貯蔵所等への破壊工作が想定される。 ○ この場合、侵入経路としては本区への直接的な侵入に限らず、近隣地域に侵入後、本区への攻撃も想定される。
3 弾道ミサイル攻撃 ・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 《事態の予測・察知》 ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 《本区において想定される事態》 ○ 行政施設、大規模集客施設、危険物貯蔵施設等への攻撃が想定される。
4 航空攻撃 ・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 《事態の予測・察知》 ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 《本区において想定される事態》 ○ 従来の爆撃機による航空攻撃ではなく、航空機からのミサイル攻撃を想定すると、弾道ミサイルと同様の事態が考えられる。

2 緊急処理事態

区国民保護計画においては、緊急処理事態^(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。） ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。（都内には石油コンビナートは存在しない。） ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。 《本区において想定される事態》 ○ 石油や毒物・劇物等を取り扱う施設への攻撃が想定される。
2 大規模集客施設等への攻撃	○ 大規模集客施設^(**)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。 《本区において想定される事態》 ○ ターミナル駅、商業施設、文化・スポーツ施設、観光施設等の大規模集客施設や、行政施設等不特定多数の者が集まる施設への攻撃が想定される。 ○ 新タワー及びそれに付随する大規模集客施設等への攻撃が想定される。
3 大量殺傷物質による攻撃	○ 3の「NBCを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。 《本区において想定される事態》 ○ ターミナル駅、商業施設、文化・スポーツ施設、観光施設等の大規模集客施設へのNBC攻撃が想定される。
4 交通機関を破壊手段とした攻撃	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。 《本区において想定される事態》 ○ ターミナル駅、商業施設、文化・スポーツ施設、観光施設等の大規模集客施設、行政施設、大規模イベントへの攻撃が想定される。 ○ 新タワー及びそれに付随する大規模集客施設、大規模イベントへの攻撃が想定される。

^(*) 緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

^(**) ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人々が集まる施設

共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急処理事態の各類型において、NBC攻撃（核、生物剤又は化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

種 別	特 徴
■ 核兵器	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
■ 生物兵器	○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
■ 化学兵器	○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部における平素の業務

区の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【区の各部における平素の業務】

部の名称	平素の業務
企画経営室	1 災害復興時における総合調整に関すること。 2 国民保護に関する予算その他財政に関すること。 3 国民保護に関する広報及び広聴に関すること。 4 国民保護に関する報道に関すること。
総務部	1 私立学校との連絡調整に関すること。 2 ボランティアに関すること。 3 区役所庁舎等における警戒等の予防対策に関すること。 4 庁中取締り及び当直に関すること。 5 車両等の調達、点検、整備等に関すること。 6 原動機付自転車及び自転車の管理に関すること。 7 国民保護に関する物品等の売買契約及び検査に関すること。 8 総務部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
区民部	1 被災者に対する国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 2 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること。 3 区民部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
地域振興部	1 日本赤十字社に関すること。 2 在住外国人への情報提供に関すること。 3 国際交流ボランティア・団体に関すること。 4 地域振興部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
地域振興部 危機管理担当	1 国民保護に関する総合調整に関すること。 2 国民保護協議会の運営に関すること。 3 国民保護対策本部に関すること。 4 国民保護計画の見直し・変更に関すること。 5 初動体制の整備に関すること。 6 職員の参集基準の整備に関すること。 7 非常通信体制の整備に関すること。 8 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携体制の整備に関すること。 9 国民の権利利益の救済に関する手続の整備に関すること。 10 研修及び訓練に関すること。 11 危機情報等の収集、分析等に関すること。 12 特殊標章の交付及び許可に関すること。 13 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達に係る整備に関すること。 14 避難実施要領の策定に関すること。 15 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること。 16 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。

部の名称	平素の業務
	17 国民保護の普及及び啓発に関すること。 18 災害発生前における災害復興対策に関すること。 19 消防団に関すること。 20 防災センターに関すること。 21 災害対策用施設、物資及び機材の整備に関すること。 22 緊急通行車両に関すること。 23 住民防災組織の育成に関すること。 24 その他、各部に属さない国民保護法に関すること。
地域振興部 商工担当	1 生活関連物資等の価格安定措置に関すること。 2 地域振興部商工担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
地域振興部 新タワー・観光推進担当	1 新タワーに関すること。 2 観光施設との連絡調整に関すること。
地域振興部 環境担当	1 ごみ、がれき、し尿処理計画に関すること。 1 地域振興部環境担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
福祉保健部	1 災害援護に関すること。 2 福祉ボランティアに関すること。 3 社会福祉協議会その他社会福祉団体との連絡調整に関すること。 4 私立保育所及び認証保育所との連絡調整に関すること。 5 心身障害者関係の団体及び機関との連絡調整に関すること。 6 心身障害者の援護に関すること。 7 福祉保健部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
福祉保健部 高齢者福祉担当	1 高齢者福祉施設との連絡調整に関すること。 2 高齢者の援護に関すること。 3 福祉ボランティアに関すること。 4 高齢者関係の団体及び機関との連絡調整に関すること。 5 被災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 6 被災者に対する介護保険利用者負担金の減免及び執行猶予に関すること。 7 福祉保健部高齢者福祉担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
福祉保健部 保健衛生担当	1 医師会、歯科医師会等との連絡調整に関すること。 2 感染症、結核等の予防に関すること。 3 毒物、劇物等に関すること。 4 消毒、防疫等に関すること。 5 福祉保健部保健衛生担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
都市計画部	1 防災都市づくりの推進に関すること。 2 区営住宅等の管理に関すること。 3 建築物の不燃化促進に関すること。 4 応急危険度判定に関すること。 5 建築物の防災指導に関すること。
都市計画部 都市整備担当	1 密集市街地の整備に関すること。 2 細街路の拡幅整備事業に関すること。 3 水防計画に関すること。 4 道路、河川、公園、児童遊園等の整備に関すること。 5 道路、河川、公園、児童遊園等の管理に関すること。 6 都市計画部都市整備担当が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
収入役室	1 国民保護に関する現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 2 国民保護に関する物品の出納及び保管に関すること。 3 国民保護に関する現金の記録管理に関すること。 4 国民保護に関する財産の記録管理に関すること。 5 国民保護に関する収入通知及び支出命令の審査に関すること。
区議会事務局	1 区議会議員との連絡調整に関すること。
選挙管理委員会事務局	1 選挙管理委員との連絡調整に関すること。 2 他の部に対する応援のための体制整備に関すること。
監査委員事務局	1 監査委員との連絡調整に関すること。 2 他の部に対する応援のための体制整備に関すること。
教育委員会事務局	1 文化財の保護に関すること。

部の名称	平素の業務
	2 教育委員会事務局が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部（室）間の調整、企画立案等については、危機管理担当部長、安全支援課長等の国民保護担当責任者が行う。

【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第七消防方面本部 本所消防署 向島消防署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 消防団に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 特殊標章の交付・管理に関すること（※） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

※ 東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

2 区職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要がある。特に、初動時において迅速に連絡がとれる体制であることが重要である。そこで、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、現行の夜間・休日等の警戒待機職員及び警備職員による当直により、速やかに区長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制を強化するなど、24時間即応可能な体制を整備する。また、防災待機職員住宅入居職員及び臨時非常配備職員が、直ちに参集できる体制を確保する。

なお、参集に当たっては、職員は、避難の指示等の情報を確認し行動するなど、自らの安全の確保に留意する。

ア 警戒待機室における情報収集・連絡

警戒待機室における警戒待機職員は、国民保護に関して、次の業務を行う。

- ・ 武力攻撃災害等に関する情報収集
- ・ 危機管理担当部長、安全支援課長等国民保護担当職員に対する情報等の連絡
- ・ 国からの区対策本部設置指定、都からの警報の通知、避難の指示等があった場合の初動準備、連絡 等

イ 防災待機職員住宅入居職員の参集

防災待機職員住宅入居職員は、夜間及び休日等に対策本部設置指定、警報の通知、避難の指示等があった場合には、参集連絡に基づき、直ちに防災センターに参集する。

ウ 臨時非常配備態勢

武力攻撃災害が夜間及び休日等に発生したときは、臨時非常配備職員は、地域防災計画に準じて別途定める基準に基づき、参集して非常活動に従事するものとする。

(3) 区の体制及び職員の配備基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その配備基準を定める。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定 無し ^(*)	区の全部・課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		① 危機情報収集体制 ^(**)
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	庁内関係部課との調整が必要	② 危機管理連絡会議体制 ^(**)
		関係機関との調整が必要	③ 危機管理対策本部体制 ^(**)
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(***) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④ 災害対策本部体制
事態認定 有り	国民保護対策本部設置の通知がない場合	区の全部・課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 危機情報収集体制
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 危機管理連絡会議体制
		関係機関との調整が必要	③ 危機管理対策本部体制
	区国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		⑤ 国民保護対策本部体制

【体制の招集・設置者】

体制	招集・設置者
①危機情報収集体制	危機管理担当部長
②危機管理連絡会議体制	危機管理担当部長
③危機管理対策本部体制	区長
④災害対策本部体制	区長
⑤国民保護対策本部体制	区長

【職員配備基準】

体制	配備を要する職員
①危機情報収集体制	- 危機管理担当職員 - 当該事態関係部課職員
②危機管理連絡会議体制	- 危機管理連絡会議の構成員（危機管理担当部長、安全支援課長、防災課長、広報広聴担当課長、その他危機管理担当部長が指名した職員） - 危機管理担当職員

(*) この時点では、区は国民保護法に基づく措置を行うことができない。

(**) 「墨田区危機管理基本計画」に定める体制を活用する。

(***) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

③危機管理対策本部体制	・ 本部長、副本部長及び本部員 ・ 本部事務局職員（本部長が指定した職員）
④災害対策本部体制 ⑤国民保護対策本部体制	・ 本部長、副本部長、本部員及び本部職員

(4) 職員への連絡手段の確保

ア 各部課は、職員に対する電話連絡網を整備するなど、非常時における連絡体制を確保する。

イ 幹部職員、危機管理担当部職員及び防災待機職員住宅入居職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保するよう努める。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長（区長）が連絡不能により指揮をとれない場合の代替職員については、以下のとおりとする。

【区対策本部長の代替職員】

第1順位 助役

第2順位 危機管理担当部長

第3順位 企画経営室長

(6) 本部の代替機能の確保

墨田区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）は防災センターに開設する。区対策本部を防災センターに設置できない場合に備え、予備施設を次のとおり定める。

第1順位 131会議室

第2順位 すみだリバーサイドホールイベントホール

なお、区は、区役所が被災した場合など区対策本部を区役所内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、区役所以外の施設に代替本部を設置する。

行政事務が可能な区有施設の全てが使用不能になった場合においても、区長が全体状況を把握しながら指揮が継続できるよう「臨時対策本部」を置く。この場合は、可搬式通信機材の確保に留意する。

(7) 職員の所掌事務

区は、(3)①～⑤の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合においてその機能が確

保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食糧、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

区は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、区対策本部国民保護総務部をその担当として、あらかじめ定めておくものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、墨田区国民保護協議会（以下「区協議会」という。）の幹事会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等との錯綜を避けるため、区協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区を行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

3 近接区との連携

(1) 近接区との連携

区は、近接区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区市町村等と平素から意見交換を行う。^(*)

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

^(*) 区内で相当な武力攻撃災害が発生し、一定地域の国民保護措置を十分に実施できない状況に陥った場合などが想定される。

(4) 事業所等との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を変えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 住民防災組織等に対する支援

(1) 住民防災組織に対する支援

住民防災組織は、災害対策基本法に基づき、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に、平常時の予防活動、災害発生時の応急協力活動を目的として、結成されている。

区は、国民保護措置実施のため、住民防災組織に対する研修や防災資器材の助成等を通じて、その活性化を推進し、充実を図る。また、区は、警察、消防等の関係機関と協力し、住民防災組織と緊密な連携をとるとともに、積極的に助言、指導に当たり、組織の育成を支援していく。

区は、住民防災組織等相互間、消防団及び区等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、住民防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、住民防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 住民防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、墨田区社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された「非常通信協議

会」(*)との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、次に掲げる自然災害時における体制を活用し、情報収集・連絡体制の整備に努める。

ア 都との情報伝達手段

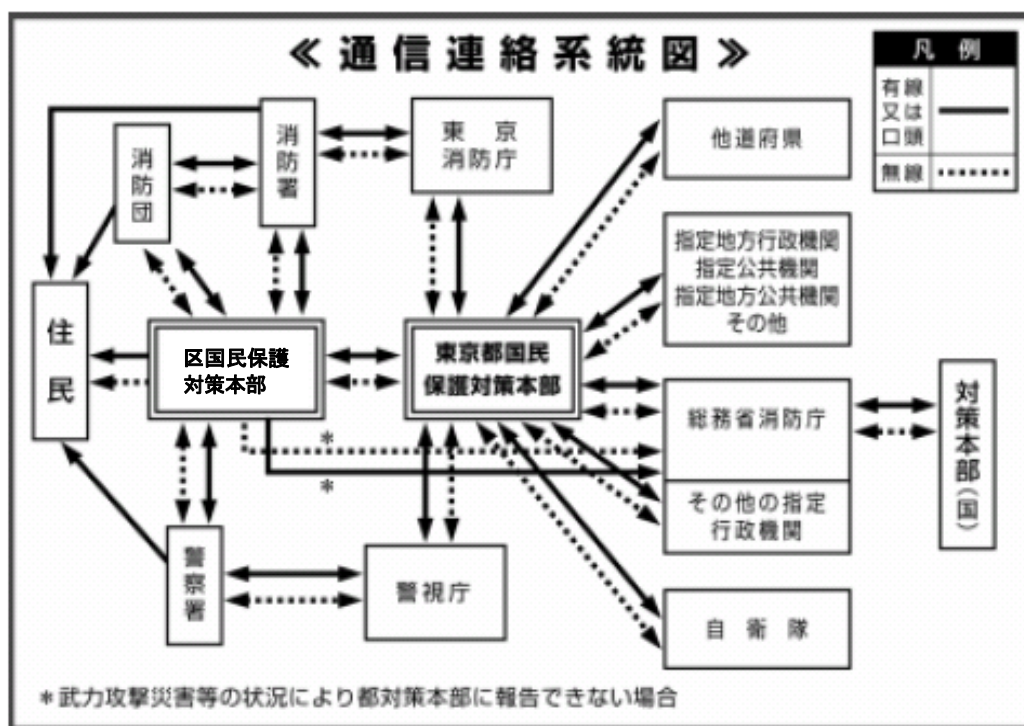
- ・ 東京都防災行政無線（電話、ファックス）
- ・ 東京都災害情報システム（D I S）
- ・ 画像通信システム

イ 住民、関係機関等との情報伝達手段

- ・ 防災行政無線（地域系・移動系・固定系）
- ・ 災害時優先電話
- ・ 防災情報システム（イントラネット）
- ・ 危機情報メール配信システム（すみだ安全・安心メール）

(3) 通信連絡系統

武力攻撃災害発生時等における通信連絡系統は次のとおり。



出典：東京都国民保護計画

(*) 自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、総務省を中心として関係省庁や電気通信事業者等で構成する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備に努める。
	・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害により区の情報通信体制に被害を受けた場合に備え、警視庁、東京消防庁、墨田区アマチュア無線局非常通信連絡会等に協力を求め、複数の情報伝達手段の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線・広報車両等を活用するとともに高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

なお、これらの情報を収集し、又は関係機関に提供するに当たっては、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）等に基づき、慎重に取扱うものとする。

2 警報の内容等の伝達に必要な準備

(1) 警報の内容の伝達体制の整備

ア 区は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や墨田区社会福祉協議会、国際交流ボランティア団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

イ 区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは住民防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

ウ 警報の内容の伝達に当たっては、広報車の使用、住民防災組織による伝達、携帯電話・パソコンへのメール配信、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

同報系防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）（*）の開発・整備の検討を踏まえる。

(3) 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

（*） 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達のための準備

ア 区は、警報の内容の伝達を行うこととなる区内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。(*)

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街
- ・大規模（超高層）集合住宅 外

イ 区は、都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

区は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、報告及び回答

区は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に定める様式により、収集、都への報告及び照会に対する回答を行う。

※ 収集・報告すべき情報は、第3編第7章に掲載する様式を参照。

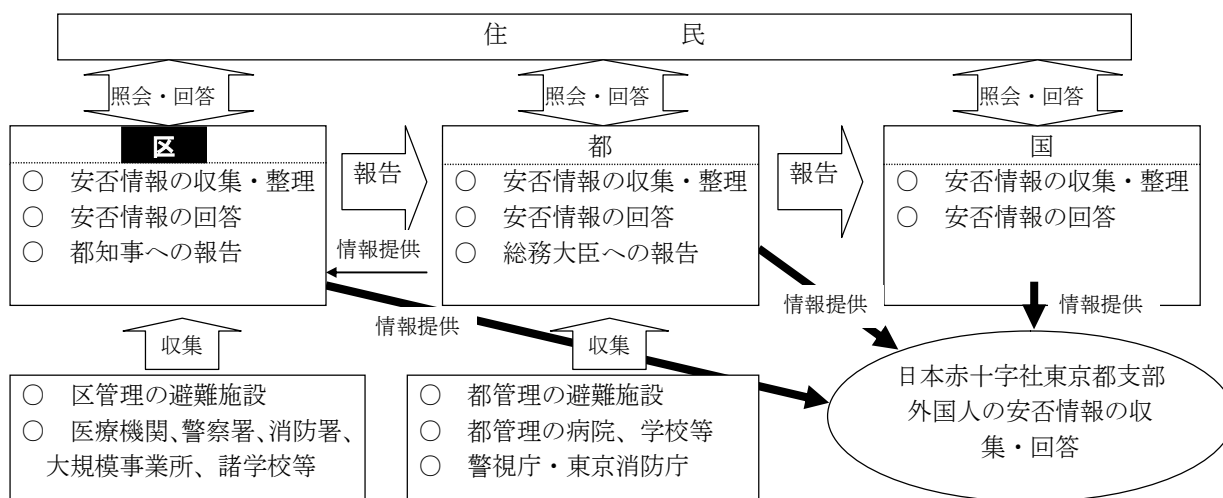
(2) 安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

(*) 大規模集客施設の把握は、警報等の伝達や安否情報の収集等を行う区が行うことを基本とし、区からの報告を受けて都が集約・整理するものとする。

《安否情報の収集・提供の概要》



(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、警察署、消防署など安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【都との役割分担】

- 安否情報の収集については、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
 - ・ 区 …………… 区管理の避難施設
区の施設（学校等）
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
 - ・ 都 …………… 都管理の避難施設
都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

(4) 住民等への周知

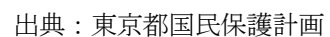
区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告システムを踏まえ、必要な体制の整備を図る。

※ 収集・報告すべき情報は、第3編第9章に掲載する様式を参照。



区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

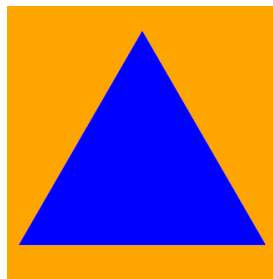
区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等^(*)

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章

【特殊標章】



（オレンジ色地に青の正三角形）

^(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

【身分証明書のひな型】

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
	許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）)

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、住民防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

また、昼間人口と夜間人口とが大きく異なることや外国人が居住していること、多くの事業所が存在することに配慮した訓練となるよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 事業所における訓練への支援等

区は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

また、区は、民間企業の有する広範な人的、物的ネットワークとの連携の確保を図る。

(4) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 区は、住民防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。

カ 区は、警視庁（警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【収集・管理すべき資料】

情報	内容	管理方法
区地図	・対策本部職員等が同一の地図を共有し、卓上に広げることが可能な大きさの地図	・墨田区白地図 ・GIS
人口	・町丁目別の人口・世帯数 ・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・昼夜別人口	・墨田区世帯人口現況 ・外国人町丁目別世帯数集計表 ・国勢調査
災害要援護者	・町丁目別の外国人人口・世帯数 ・国籍別の外国人人口・世帯数 ・町丁目別の要介護高齢者数 ・町丁目別の心身障害者数	・外国人町丁目別世帯数集計表 ・外国人国籍別世帯数集計表 ・介護保険要介護認定者数一覧 ・身障手帳・愛の手帳交付者数一覧
道路網	・避難経路として想定される国道、都道、区道等の道路のリスト	・墨田区白地図 ・GIS
輸送力	・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ	(事業者からデータを収集)
避難施設	・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト	・避難施設一覧 (国によるデータベース化後は電子情報で管理)
備蓄物資	・備蓄物資の所在地、種類、数量等のリスト	・備蓄物資一覧
生活関連等施設	・避難住民の誘導に影響を与える可能性のある一定規模以上のもの	・生活関連等施設一覧
大規模集客施設	・施設の所在地、種別、規模等についてのデータ	・大規模集客施設一覧
関係機関連絡先・協定	・国、都、他自治体、消防、警察、民間事業者等一覧 ・関係機関等との締結した協定一覧	・国、都、他自治体、民間事業者等連絡先一覧 ・関係機関等協定一覧
住民防災組織連絡先 (町会・自治会)	・代表者及びその代理の者の住所、連絡先等	・町会・自治会役員名簿

(2) 隣接する区との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者など災害要援護者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者など自ら避難することが困難な者の

避難について、自然災害時への対応として実施している「災害要援護者用パンフレットの配布」、「災害要援護者サポート隊の編成」、「緊急通報システムの設置」などについて、国民保護の観点を含めて、必要に応じた整備を行うとともに、今後、作成を予定している避難支援プランを活用しつつ、災害要援護者^(*)の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、区対策本部の「国民保護災害要援護者救護部」が迅速に都の「災害要援護者対策総括部」と連携した対応ができるよう、職員の配置に留意する。

また、区は、都と連携し、「外国人災害時情報センター」^(**)や「防災（語学）ボランティア」^(***)の活用など、外国人への情報提供体制について整備する。さらに、東京消防庁（消防署）の「消防のふれあいネットワーク」^(****)との連携も考慮する。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

(*) 災害要援護者とは、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等をいう。

(**) 外国語の災害情報を区市町村等の関係団体に提供したり、防災（語学）ボランティアを避難所に派遣するなど、外国人に対して必要な情報の収集・提供を行う。

(***) 大規模な災害発生時に語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

(****) 東京消防庁では、災害要援護者が、正確な情報や支援を得て、避難等の際に適切に行動することができるよう、町会や自治会などの自主防災組織による「地域協力体制づくり」を進めている。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、区が行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」^(*)に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する本区の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送力、輸送施設に関する情報】

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 輸送経路の把握等

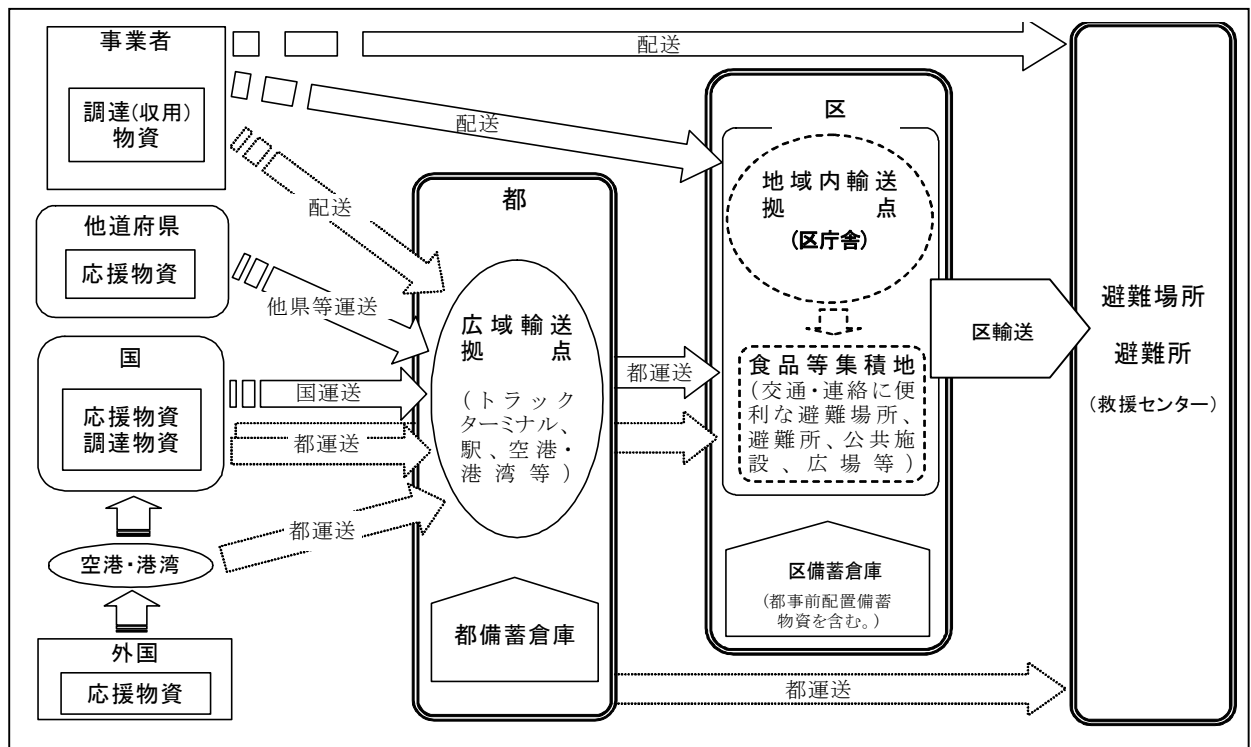
区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する本区の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の輸送体制の整備

区は、防災計画で整備した輸送体制を活用し、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を整備する。

^(*) 都国民保護計画において、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置することになっている。

《緊急物資等の配送の概要》



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設^(*)の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》(都国民保護計画より)

区 分	用 途	施 設 (例示)
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース ※ ・地下街 ※ 等
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避 難 場 所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

(*) 武力攻撃事態等において、住民を避難させ、又は避難住民の救援を行うため、知事があらかじめ指定した施設

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

なお、防災計画に基づき区が指定している「一時集合場所」は、避難施設としての指定はされないが、武力攻撃事態等においても住民が集団で避難する場合の一時的な集合場所として活用する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

区は、区内に所在する生活関連等施設^(*)について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

^(*) 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令第27条に定める施設をいう。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設における警戒

区は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材^(*)については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

【例】

備蓄・整備する物資及び資材	
防災と兼ねる備蓄	国民保護措置に必要な備蓄
食糧、飲料水、被服、毛布、医薬品、燃料、仮設テント、その他生活必需品 等	安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、その他汚染物質除染器具 等

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、既に防災対策において締結されている物資及び資材の供給に係る協定を拡充したり、新たに協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、各所管で作成した危機管理マニュアル等に基づき、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不

^(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、ケーブルテレビ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施に当たっては、防災フェア等防災関連行事における防災に関する啓発とも連携し、地域に密着している住民防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 啓発資料等の活用

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、パンフレット等の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 避難行動や避難誘導等の周知

区は、国や都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。